

福井労基発 1204 第3号
令和5年12月4日

関係機関 各位

福井労働局労働基準部長



福井県特定最低賃金改正についての周知への協力依頼について

平素から労働行政の推進につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、福井県特定最低賃金の4業種（注）のうち「繊維機械、金属加工機械製造業」について本年12月24日をもって、時間額933円に引き上げることといたしました。最低賃金の改正においては、適用されるすべての労働者及び使用者に、その金額や改正年月日を周知することが重要となります。

つきましては、誠に恐縮ですが、貴職発行の広報誌及びホームページへの掲載、庁舎内への別添ポスターの掲示や別添リーフレットの配布のほか、主催する各種説明会等において特定最低賃金の改正に言及いただくなどにより、特定最低賃金制度の周知について、本年も格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、広報誌等への掲載にあたり文例を添付しておりますので、御参考にしていただくとともに、誠に恐縮ですが、掲載いただいた広報誌につきまして、該当ページを同封の返信用封筒により1部送付していただければ幸甚に存じます。

（注）福井県特定最低賃金の4業種と最低賃金額

「紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」 時間額 931円 令和5年10月1日より

「繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金」 時間額 933円 令和5年12月24日より

「電気機械器具製造業（略称）最低賃金」 時間額 931円 令和5年10月1日より

「百貨店、総合スーパー最低賃金」 時間額 931円 令和5年10月1日より

*これ以外の業種は、福井県最低賃金931円が適用されます。令和5年10月1日より

【担当】福井労働局労働基準部賃金室

（担当：川口）

〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号

電話 0776（22）2691